

令和3年度地域食農連携プロジェクト推進事業業務委託  
企画提案コンペに関する質問及び回答

Q 1

新たなLFPパートナーについて、「みえフードイノベーション・ネットワーク登録事業者か否かは、三重県に確認する」と記載されています。本事業の委託を受けた場合でも、みえフードイノベーション・ネットワーク登録事業者のリスト等は、開示されないということでしょうか。

(仕様書4(1)イ 関係)

A 1

業務委託契約後、適切な事務処理等を行ったうえ、必要に応じてみえフードイノベーション・ネットワーク登録事業者リストを共有します。

Q 2

「幅広い情報等をLFPパートナーに向け発信する」と記載されていますが、発信する情報の内容に制限等はあるのでしょうか。

また、発信の方法は指定されないのでしょうか。

(仕様書4(1)ウ 関係)

A 2

LFPパートナーに発信する情報の制限等は特にありません。各LFPパートナーが今後取組を進めていくうえで、参考となるような情報を幅広く発信してください。なお、情報を発信する前には、三重県に内容等を協議してください。

情報発信については、三重県が運営するオンラインシステム(みえフードイノベーションプラットフォーム)やその他さまざまな方法で、LFPパートナー等に広く伝わるよう工夫してください。

Q 3

「システムの活用については、三重県の指示に従う」と記載されていますが、ホームページの更新管理といった具体的な運用は、受託事業者が行うことになるのでしょうか。

(仕様書 4 (1) エ 関係)

A 3

みえフードイノベーションプラットフォーム（オンラインシステム）は、三重県が管理運営しています。情報発信等については、A 2に記載しているとおおり、当システムも活用したいため、一部更新をお願いする可能性があります。

(※更新作業は複雑なものではありません。更新をお願いする場合は、三重県よりその方法を説明させていただきます。)

Q 4

研修会や戦略会議の企画運営にあたり、中央LFPと連携して事業を行うこととされています。中央LFPから派遣される、研修会や戦略会議の講師となる方、あるいは研修会の開催テーマは、既に決定しているのでしょうか。

(仕様書 4 (2)、(3) 関係)

A 4

研修会、戦略会議の講師並びにテーマについては、中央LFPとの打合せ後に決定します。研修等の基本的な事項は、中央LFPが提示しますが、打合せを踏まえて最終的な内容を決定していきます。

Q 5

研修会の対象はLFPパートナーとされていますが、“研修会の参加申込”と“LFPパートナーへの登録”を同時に行うことは可能でしょうか。

(仕様書 4 (2) 関係)

A 5

研修会申込とLFPパートナーへの登録を同時に行うことは可能です。なお、新たに登録されたLFPパートナーについては、三重県に情報の共有をお願いします。

Q 6

研修会後の「参加者へのフォロー等」とは、戦略会議への参加意向を確認するということでしょうか。

(仕様書 4 (2) エ 関係)

A 6

参加者へのフォロー等は、研修会后、事務局において、参加者からの質問や相談に対応するなど、新たな取組創出につながるよう実施してください。

(※新たな取組創出につながる可能性のある案件について、戦略会議への参加意向確認を行っていただく場合もあります。)

Q 7

戦略会議の参加者は、L F P パートナーに限定されず、ローカルフードビジネスを担う事業者であれば参加可能という理解でよろしいでしょうか。

また、L F P パートナーが戦略会議に参加するには、研修会に参加したことが必要条件となるのでしょうか。

(仕様書 4 (3) 関係)

A 7

戦略会議の参加者は、基本、L F P パートナーとします。研修会后、新たな取組(ローカルフードビジネス)を推進していくうえで必要となる事業者等が現れる可能性もありますので、その際は、新規のL F P パートナーとして戦略会議等に参加するよう対応してください。

Q 8

戦略会議後の「参加者へのフォロー等」とは、他のL F P パートナーと連携した新商品開発等を行う意向を確認するということでしょうか。

(仕様書 4 (3) エ 関係)

A 8

参加者へのフォロー等は、戦略会議後、事務局において、参加者からの質問や相談に対応するなど、新たな取組創出、ローカルフードビジネスの推進につながるよう実施してください。

(※新商品開発等の意向確認というよりは、必要に応じて、専門家や連携するパートナーのマッチング等を行っていただくイメージです。)

Q 9

LFPパートナーへの定期的な訪問や指導・助言によるハンズオン支援を、外部専門家に委嘱することは可能でしょうか。

(仕様書4(4) 関係)

A 9

業務の一部再委託は可能です。ハンズオン支援の専門家としては、LFPコーディネーター(中央LFP所属)がおりますので、他の専門家を招聘することはできません。事務局的な役割としての再委託は可能です。

(※再委託する場合は、対象経費や人件費算出の考え方等、仕様書に基づいたものとしてください。特定の相手に業務を委託する際、その理由(なぜその相手を選定したのか)を説明できるよう整理してください。)

Q10

オンライン相談会は、研修会への参加者、戦略会議への参加者など、限られたLFPパートナーを対象とするということでしょうか。

(仕様書4(5)ア 関係)

A10

オンライン相談会は、LFPパートナーが持つ課題を解決し、新たな取組創出や事業者間連携につなげるものです。対象は限定せず、LFPパートナーからの相談を広く受付けてください。なお、相談会への参加申込と同時にLFPパートナーとなることも可能です。

Q11

「新たなプロジェクト(ローカルフードビジネスの構築まで至らないものを含む)」とは、どの程度のマッチングを想定されていますか。“新商品のブレインストーミング”、“試作品の加工”というような具体的なイメージをご提示いただければ幸いです。

(仕様書4(5)ウ 関係)

A11

新たなプロジェクトとは、次年度以降実施していく取組のタネのようなものを想定しています。プロジェクトへの参画事業者、プロジェクト内容、今後の計画等がある程度具体的に決まっているところまでを最低限の到達点と考えています。